

【全項目評価書版】										
評価書番号及び評価書名	2	介護保険事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	受給者台帳ファイル	システム名称	介護保険システム				
項番	評価基準		措置			評価				
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている)	評価結果に至った理由	評価者名	実施日
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策										
-	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
-	リスク1:目的外の入手が行われるリスク									
1	対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	対象者以外の特定個人情報の入手を防止するための措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない旨のルールを定めている。	/	十分である	<p>・対象となる入手のケースは「窓口や郵送等における届書による入手」及び「区民情報系基盤システムから連携で送付されてくる入手」がある。</p> <p>・「窓口における対面での入手」においては、本人確認方法を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の規定に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について」に基づき実施する。</p> <p>・「区民情報系基盤システムから連携で送付されてくる入手」に関しては、情報は基盤システムを経由して住民基本台帳や税情報が送付されてくるが、基本的にデータの真正性は各提供元で担保されているもので、介護保険システムにおいてデータを改変することがない。</p> <p>・システム面の対策としては組織ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないように画面コントロールを行っていること、すべての操作においてIDごとに操作ログを記録していること、連携設計時に確実に対象を特定した連携を行っている。</p>	瀬尾 絵里子	2021/5/11
2	必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	特定個人情報のうち、必要な情報以外を入手することを防止するための措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育している。				システム	②受給者台帳ファイルは介護保険システムでのみ作成され、入手も介護保険システムに限定されてる。
3	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-						
-	リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク									
4	リスクに対する措置の内容	不適切な方法で特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①原則データ移動のみ許可された外部媒体を使用し、使用管理簿に使用者・使用時間等を記載し、システム管理者等の確認を得る。	/	十分である	<p>個人情報が入り込まない方法で入手されるのを防止するためのルールが明文化されており、情報資産管理システムにより外部接続媒体への書き出し制限、書き出した場合のログの記録と上司への通知等の措置が取られている。そのため「十分である」と評価する。</p>	瀬尾 絵里子	2021/5/11
			システム	①ファイルの移動の際使用する外部接続媒体は、情報資産管理システムにより許可された媒体以外は、端末等の機器に使用できない設定となっている。 ②受給者台帳ファイルは介護保険システムでのみ作成され、入手も介護保険システムに限定されてる。						
-	リスク3:入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク									

【全項目評価書版】										
評価書番号及び評価書名	2	介護保険事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	受給者台帳ファイル	システム名称	介護保険システム				
項番	評価基準		措置			評価				
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている)	評価結果に至った理由	評価者名	実施日
5	入手の際の本人確認の措置の内容	特定個人情報を入手する際の本人確認措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	<p>①窓口における対面での申請書受領の際には個人番号カード又は通知カードの提示を求め、本人確認を行うものとする。代理人による申請の際は、委任状のほかに代理人の個人番号カード又は通知カードの提示を求め、本人確認を行うものとする。</p> <p>②上記①以外の場合については、平成28年1月1日施行の「行政手続における特定の個人を識別するため番号利用等関係法律施規則の規定に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について(大田区告示第960号)」に基づき確認を行うものとする。</p>					
6	個人番号の真正性確認の措置の内容	入手した個人番号が本人の個人番号で間違いがないことを確認する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	<p>①窓口における対面での申請書受領の際には個人番号カード又は通知カードの提示を求め、本人確認を行うものとする。代理人による申請の際は、委任状のほかに代理人の個人番号カード又は通知カードの提示を求め、本人確認を行うものとする。</p> <p>②上記①以外の場合については、平成28年1月1日施行の「行政手続における特定の個人を識別するため番号利用等関係法律施規則の規定に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について(大田区告示第960号)」に基づき確認を行うものとする。</p> <p>③住民基本台帳から連携される個人番号は、担当部署にて真正性が確認された番号のみが介護保険システムへデータ連携される。</p> <p>④すでにデータ連携により個人番号を入手している事が介護保険システムで確認できる場合は、介護保険システムの画面上に表示される入手済みの個人番号と申請書に書かれた個人番号の照合を行い、真正性を確認する。</p>		十分である	<p>・「窓口における対面での入手」においては、本人確認方法を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の規定に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について」に基づき実施する。</p> <p>・「区民情報系基盤システムから連携で送付されてくる入手」に関しては、情報は基盤システムを経由して住民基本台帳や税情報が送付されてくるが、基本的にデータの真正性は各提供元で担保されているもので、介護保険システムにおいてデータを改変することがない。</p> <p>・システム面の対策としては組織ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないように画面コントロールを行っていること、すべての操作においてIDごとに操作ログを記録していること、連携設計時に確実に対象を特定した連携を行っている。</p> <p>以上のことから総合的に判断して「十分である」と評価する。</p>	瀬尾 絵里子	2021/5/11
7	特定個人情報の正確性確保の措置の内容	特定個人情報の正確性確保	【措置の内容】	システム以外	<p>⑤区民情報系基盤システムとの連携においては、宛名コードをキーとして連携し、確実に対象を特定した連携を行うこととする。これにより、対象者以外の個人情報の入手を禁止する。</p>					

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】										
評価書番号 及び 評価書名	2	介護保険事務 全項目評価書	特定個人 情報ファ イル名称	受給者台帳ファイル			システム名称	介護保険システム		
項番	評価基準		措置				評価			
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		確認結果 (評価書に記 載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に 記載されて いる)	評価結果に至った理由	評価者名	実施日
7	体の措置の内容	の措置を講じること	【内容】	システム	①受給者台帳ファイルは介護保険システムでのみ作成され、入手も介護保険システムに限定されてる。					
8	・その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-						

【全項目評価書版】										
評価書番号及び評価書名	2	介護保険事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	受給者台帳ファイル	システム名称	介護保険システム				
項番	評価基準		措置			評価				
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている)	評価結果に至った理由	評価者名	実施日
-	<b>リスク4: 凶手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</b>									
9	リスクに対する措置の内容	入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①データ移動時は許可された外部媒体を使用し、使用管理簿に使用者・使用時間等を記載し、システム管理者等の確認を得る。	/	十分である	・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失することを防止するルールが文書で確認でき、実際の運用も同様であるため「十分である」と評価する。	瀬尾 絵里子	2021/5/11
				システム	②伝送ソフトは、専用回線を使用しデータの暗号化を行っている。					
-	<b>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク</b>									
10	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-		/	/		瀬尾 絵里子	2021/5/11
-	<b>3. 特定個人情報の使用</b>									
-	<b>リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク</b>									
11	宛名システム等における措置の内容	宛名システム等における、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外		/	十分である	目的を超えた紐付けや事務に必要なない情報との紐付けができないよう設計されているため、「十分である」と評価する。	瀬尾 絵里子	2021/5/11
				システム	統合宛名管理機能への接続は行わない。					
12	事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	事務で使用するその他のシステムにおける、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外		/	十分である	目的を超えた紐付けや事務に必要なない情報との紐付けができないよう設計されているため、「十分である」と評価する。	瀬尾 絵里子	2021/5/11
				システム	庁内システムとの接続は行わない。					
13	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-		/	/			
-	<b>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</b>									
14	ユーザ認証の管理	ユーザ認証の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム以外	①伝送通信用端末は専用端末であり、IDの利用についてID利用管理簿で管理している。	行っている	/			
				システム						
15	アクセス権限の発効・失効の管理	アクセス権限の発効・失効の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム以外	①端末ログイン用パスワードの発効・失効権限は、東京都国民健康保険団体連合会のみとなっている。 ②パスワードの変更は年1回行っている。	行っている	/			
				システム						
16	アクセス権限の管理	アクセス権限の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム以外	①伝送通信ソフト利用のためのIDの管理は東京都国民健康保険団体連合会が行っている。	行っている	十分である	権限の無い者による不正利用防止のための措置について、認証のための手順、IDの管理、パスワードの管理が整備されていることを文書の記載により確認でき、実際の運用ともあっているため「十分である」と評価する。	瀬尾 絵里子	2021/5/11

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号及び評価書名	2	介護保険事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	受給者台帳ファイル	システム名称	介護保険システム			
項番	評価基準		措置			評価			
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている)	評価結果に至った理由	評価者名	実施日
17	特定個人情報の使用の記録	特定個人情報の使用の記録を実施すること	【具体的な方法】	システム以外 システム	②外部媒体へのファイルの移動時は、情報資産管理システムに、何のファイルをいつ、誰が書き出したのかが記録されると同時に、直属の上司に書き出した情報が通知される設定となっている。	記録を残している			
18	その他措置の内容	-	【措置の内容】	-					
-	リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク								
19	リスクに対する措置の内容	従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 システム	①毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育している。 ②伝送ソフトは専用端末・専用回線となっており、データの送受信に限定されている。		十分である	事務以外の目的での個人情報等の利用禁止ルールが定められていることが文書で確認でき、また実際の運用も同様であるため「十分である」と評価する。	瀬尾 絵里子 2021/5/11
-	リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク								
20	リスクに対する措置の内容	特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 システム	①毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育している。 ②外部媒体へのファイルの移動時は、情報資産管理システムに、何のファイルをいつ、誰が書き出したのかが記録されると同時に、直属の上司に書き出した情報が通知される設定となっている。		十分である	個人情報が不正に複製されることを防止するためのルールが明文化されており、情報資産管理システムにより外部接続媒体への書き出し制限、書き出した場合のログの記録と上司への通知等の措置が取られている。そのため「十分である」と評価する。	瀬尾 絵里子 2021/5/11
-	特定個人情報の使用におけるその他のリスク								
21	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	システム					瀬尾 絵里子 2021/5/11

【全項目評価書版】									
評価書番号及び評価書名	2	介護保険事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	受給者台帳ファイル	システム名称	介護保険システム			
項番	評価基準		措置			評価			
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている)	評価結果に至った理由	評価者名	実施日
-	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託								
-	委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク委託契約終了後の不正な使用等のリスク再委託に関する								
22	情報保護管理体制の確認	委託先における情報保護管理体制の確認を行うこと	【確認方法】	システム以外	①個人情報の取扱いに関与する委託先にはプライバシーマークの取得、ISMS認証取得の要件を満たすか確認している。 ②個人情報の取扱いに関与する委託契約時には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を添付し、「情報セキュリティ体制の報告、責任者等の特定、定期及び事故発生時の報告、立入検査等」について明記した契約を締結している。 ③委託契約締結時、委託先事業者の情報セキュリティ体制の報告・責任者等の特定を義務付けている。				
23	特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	委託先における特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限を行うこと	【具体的な制限方法】	システム以外	①大田区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書には「委託先の責任者、委託内容」を明記することとしている。 ②委託事務の定期報告及び緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させることとしている。	制限している			
				システム	③番号取扱い用のユーザIDを作成し、このIDでのみ番号へアクセスできることとする。 ④IDを付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とする。				
24	特定個人情報ファイルの取扱いの記録	委託先における特定個人情報ファイルの取扱いの記録を行うこと	【具体的な方法】	システム以外	①委託先の従業員等が大田区の介護保険に関する受給権者の個人番号を閲覧等した場合には、東京都国民健康保険団体連合会のシステム等において、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録することとしている。大田区の情報セキュリティ管理者は委託契約に基づき、委託先に当該記録の開示を請求し、調査することで操作者個人を特定することができる。	記録を残している			
				システム	②委託先は東京都国民健康保険団体連合会に限定されており、そこでの記録については、東京都国民健康保険団体連合会が行う。また、それを確認する方法は上記の通り。				

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	2	介護保険事務 全項目評価書	特定個人 情報ファ イル名称	受給者台帳ファイル	システム名称	介護保険システム			
項番	評価基準		措置			評価			
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	確認結果 (評価書に記 載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に 記載されて いる)	評価結果に至った理由	評価者名	実施日
25	特定個人情報ファイルの提供ルール (委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)	特定個人情報ファイルの提供ルールを設けること(委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)	【確認方法】	システム以外  ①大田区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用及び第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、又はこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。  ②大田区における個人情報保護条例第13条により、委託先においても個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けしている。  ③大田区の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、又は報告を求める。					
26	特定個人情報ファイルの提供ルール (委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)	特定個人情報ファイルの提供ルールを設けること(委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)を設けること	【確認方法】	システム以外  ①大田区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書において、委託業務の定期報告及び緊急時報告を義務付けし、特定個人情報の取扱いに関して定期的に委託先から報告を受けることとしている。  ②大田区から東京都国民健康保険団体連合会への特定個人情報の送付に関しては、伝送通信ソフトで送付を行った際に送付記録を帳簿に記入している。また、記録の保存期間については、大田区の文書管理規程第38条に従い、一定期間保存する。  ③特定個人情報等の貸与に関しては、外部提供する場合にパスワードの設定を行うこと、及び管理者の許可を得ることを遵守するとともに、委託終了時の返還・廃棄について委託契約書に明記することとしている。さらに、大田区の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求める。	定めている			瀬尾 絵里子	2021/5/11

【全項目評価書版】										
評価書番号及び評価書名	2	介護保険事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	受給者台帳ファイル	システム名称	介護保険システム				
項番	評価基準		措置			評価				
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている)	評価結果に至った理由	評価者名	実施日	
27	特定個人情報の消去ルール内容及びルール遵守の確認方法	委託先における特定個人情報の消去ルール内容及びルール遵守の確認方法を定めること	【確認方法】	システム以外  ①特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、又は漏えいを起こさない方法によって確実に消去、もしくは処分することを、大田区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書に明記することとしている。  ②委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、情報システム管理者が消去及び廃棄状況の確認を行う。	定めている					

【全項目評価書版】										
評価書番号及び評価書名	2	介護保険事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	受給者台帳ファイル	システム名称	介護保険システム				
項番	評価基準		措置			評価				
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		確認結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている)	評価結果に至った理由	評価者名	実施日
28	委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	委託契約書において特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を定めること	【規定の内容】	システム以外	【システム以外】 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を定めるとともに委託先が大田区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。	定めている				
29	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保を実施すること	【具体的な方法】	システム以外	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 また再委託先が大田区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。	再委託していない				
30	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-						
-	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置									
31	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-					瀬尾 絵里子	2021/5/11
-	5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)									
-	リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク									
32	特定個人情報の提供・移	特定個人情報の提供・移転	【具体的	システム以外	特定個人情報の提供・移転を行わないため対象外とした。					

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】										
評価書番号及び評価書名	2	介護保険事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	受給者台帳ファイル	システム名称	介護保険システム				
項番	評価基準		措置				評価			
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている)	評価結果に至った理由	評価者名	実施日
32	転の記録	の記録を行うこと	【確認方法】	システム	特定個人情報の提供・移転を行わないため対象外とした。					
33	特定個人情報の提供・移転に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転に関するルール内容及びルール遵守の確認方法を定めること	【確認方法】	システム以外	特定個人情報の提供・移転を行わないため対象外とした。				瀬尾 絵里子	2021/5/11
34	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-						
- リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク										
35	リスクに対する措置の内容	不適切な方法で特定個人情報の提供・移転が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	特定個人情報の提供・移転を行わないため対象外とした。				瀬尾 絵里子	2021/5/11
				システム	特定個人情報の提供・移転を行わないため対象外とした。					
- リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転するリスク										
36	リスクに対する措置の内容	誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスクおよび誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	特定個人情報の提供・移転を行わないため対象外とした。				瀬尾 絵里子	2021/5/11
				システム	特定個人情報の提供・移転を行わないため対象外とした。					
- 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク										
37	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-					瀬尾 絵里子	2021/5/11

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】										
評価書番号 及び 評価書名	2	介護保険事務 全項目評価書	特定個人 情報ファ イル名称	受給者台帳ファイル	システム名称	介護保険システム				
項番	評価基準		措置			評価				
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		確認結果 (評価書に記 載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に 記載されて いる)	評価結果に至った理由	評価者名	実施日
-	<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b>									
-	<b>リスク1:目的外の入手が行われるリスク</b>									
38	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、目的外の特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	情報提供ネットワークシステムとの接続がないため対象外とした	/			瀬尾 絵里子	2021/5/11
				システム	情報提供ネットワークシステムとの接続がないため対象外とした					
-	<b>リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク</b>									
39	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、安全が保たれない方法によって特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	情報提供ネットワークシステムとの接続がないため対象外とした	/			瀬尾 絵里子	2021/5/11
				システム	情報提供ネットワークシステムとの接続がないため対象外とした					
-	<b>リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク</b>									
40	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	情報提供ネットワークシステムとの接続がないため対象外とした	/			瀬尾 絵里子	2021/5/11
				システム	情報提供ネットワークシステムとの接続がないため対象外とした					
-	<b>リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</b>									
41	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	情報提供ネットワークシステムとの接続がないため対象外とした	/			瀬尾 絵里子	2021/5/11
				システム	情報提供ネットワークシステムとの接続がないため対象外とした					
-	<b>リスク5:不正な提供が行われるリスク</b>									
42	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	情報提供ネットワークシステムとの接続がないため対象外とした	/			瀬尾 絵里子	2021/5/11
				システム	情報提供ネットワークシステムとの接続がないため対象外とした					
-	<b>リスク6:不適切な方法で提供されるリスク</b>									
43	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、不適切な方法で特定個人情報が提供されるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	情報提供ネットワークシステムとの接続がないため対象外とした	/			瀬尾 絵里子	2021/5/11
				システム	情報提供ネットワークシステムとの接続がないため対象外とした					
-	<b>リスク7:誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク</b>									
44	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、誤った特定個人情報を提供してしまうリスク、誤った相手に特定	【措置の内容】	システム以外	情報提供ネットワークシステムとの接続がないため対象外とした	/			瀬尾 絵里子	2021/5/11

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】										
評価書番号 及び 評価書名	2	介護保険事務 全項目評価書	特定個人 情報ファ イル名称	受給者台帳ファイル			システム名称	介護保険システム		
項番	評価基準		措置				評価			
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		確認結果 (評価書に記 載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に 記載されて いる)	評価結果に至った理由	評価者名	実施日
44	容	アクセス、誤った相手に特定 個人情報を提供してしまうリス クに対する措置を講じるこ と	【内容】	システム	情報提供ネットワークシステムとの接続がないため対象外と した				瀬尾 絵里子	2021/5/11
-	特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク									
45	リスクに対する措置の内 容	-	【措置の 内容】	-	情報提供ネットワークシステムとの接続がないため対象外と した				瀬尾 絵里子	2021/5/11

【全項目評価書版】									
評価書番号及び評価書名	2	介護保険事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	受給者台帳ファイル	システム名称	介護保険システム			
項番	評価基準		措置			評価			
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている)	評価結果に至った理由	評価者名
-	7. 特定個人情報の保管・消去								
-	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク								
46	①NISC政府機関統一基準群	N/A				政府機関ではない			
47	②安全管理体制	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理体制を構築すること	【整備状況】	システム以外	介護保険課のセキュリティ対策で安全管理体制を、次のように定めている。 ①セキュリティ管理者…介護保険課長をあてる。介護保険課が保有し、又は使用する情報資産に対する管理責任を負う ②セキュリティ対策担当…課長から委任を受け、情報セキュリティ対策の運用を実施する。	十分に整備している			
48	③安全管理規程	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理規程を整備すること	【整備状況】	システム以外	大田区のセキュリティ対策において、次の措置を行っている。 ①情報セキュリティ管理体制 ②情報資産の分類及び管理 ③人的な情報セキュリティ対策 ④物理的な情報セキュリティ対策 ⑤技術的な情報セキュリティ対策 ⑥運用における情報セキュリティ対策 ⑦評価・見直し	十分に整備している			
49	④安全管理体制・規程の職員への周知	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理体制・規程を職員へ周知すること	【周知状況】	システム以外	①毎年、セキュリティ研修を行っている。 ②職員が常にセキュリティの基準を確認できるように職員向け掲示板に掲示している。	十分に周知している			

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	2	介護保険事務 全項目評価書	特定個人 情報ファ イル名称	受給者台帳ファイル	システム名称	介護保険システム			
項番	評価基準		措置			評価			
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	確認結果 (評価書に記 載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に 記載されて いる)	評価結果に至った理由	評価者名	実施日
50	⑤物理的対策	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する物理的対策を講じること	【具体的 な対策の 内容】	システム以外 【大田区】 ・外部記憶媒体については、大田区の情報セキュリティ対策基準に基づいた利用を行う。 【東京都国民健康保険団体連合会】 ・ファイルの送受信はセキュリティの担保された専用回線で行う。 ・個人番号を管理するサーバは、既存業務処理サーバと分離する。 ・認証管理サーバを設置する。 ・業務データのバックアップを実施する。	十分に行っている				
51	⑥技術的対策	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する技術的対策を講じること	【具体的 な対策の 内容】	システム以外 【東京都国民健康保険団体連合会】 ・送受信するファイルは暗号化を行う。 ・既存ファイアウォールに不正アクセス等に対するセキュリティを強化する。 ・すべてのサーバ及び端末へ外部媒体の管理機能及び操作ログ・収集・監査機能を設ける。 ・伝送端末向けにWindowsセキュリティパッチを配布し、定期的に更新する。 ・ログの収集および分析を行う。	十分に行っている			瀬尾 絵里子	2021/5/11
52	⑦バックアップ	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対するバックアップを実施すること	【措置の 内容】	システム以外 システム 業務データのバックアップを実施する。	十分に行っている				
53	⑧事故発生時手順の策定・周知	特定個人情報に関する事故発生時の対応手順を策定し、職員に周知すること	【措置の 内容】	システム以外 大田区のセキュリティ対策として、次の事項を規定している。 1.庁内からの事故・欠陥等の報告手順 2.区民等からの通報による事故・欠陥等の報告手順 3.侵害時の対応	十分に行っている				

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】											
評価書番号 及び 評価書名	2	介護保険事務 全項目評価書	特定個人 情報ファ イル名称	受給者台帳ファイル			システム名称	介護保険システム			
項番	評価基準		措置				評価				
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		確認結果 (評価書に記 載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に 記載されて いる)	評価結果に至った理由	評価者名	実施日	
54	⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか確認すること	【重大事故の内容】	システム	-		発生なし				
			【重大事故の内容】	システム以外	-		発生なし				
55	⑩死者の個人番号	死者の個人番号の保管有無および保管がある場合は、保管方法を確認すること	【具体的な管理方法】	システム以外	生存者と死者を区別することなく、同じセキュリティ対策で管理している。		保管している				
			【具体的な管理方法】	システム	生存者と死者を区別することなく、同じセキュリティ対策で管理している。						
56	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-							
-	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク										
57	リスクに対する措置の内容	特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外				十分である	介護保険システムで情報を作成しており、介護保険システムで更新されたデータを連携している。	瀬尾 絵里子	2021/5/11
			【具体的な対策の内容】	システム	受給者台帳ファイルは更新された情報をもとに作成されるため、古い情報のまま保管されることはない。						
-	リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク										
58	消去手順	特定個人情報の消去手順を整備すること	【手順の内容】	システム以外	①外部媒体を使用後は必ずデータを削除することとし、使用管理簿へ記載する手順を定めている。		定めている	十分である	特定個人情報が記録された文書や手順が確認できたため、「十分である」と評価する。	瀬尾 絵里子	2021/5/11
			【手順の内容】	システム							
59	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-							
-	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク										
60	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-						瀬尾 絵里子	2021/5/11

様式4 評価補足シート

【全項目評価書版】							
評価書番号及び評価書名	2	介護保険事務 全項目評価書					
項番	評価基準		措置			評価	
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	確認結果 (評価書に記載されている)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
IV その他のリスク対策							
-	1. 監査						
-	監査						
1	自己点検の具体的なチェック方法	評価書に記載したとおりに運用がなされているか、およびその他特定個人情報ファイルの取扱いが適正かを評価担当部署において自己点検すること	【具体的なチェック方法】	システム以外	①大田区のセキュリティ対策において毎年度の自己点検を定めている。 1.実施計画の立案 2自己点検の実施 3.点検結果の報告 4.結果に基づく改善 今年度は平成26年12月～平成27年1月にかけて実施した。  ②介護保険課における自己点検について、以下の内容を定めている。 ・組織長は、課内の情報セキュリティの確保及び実施手順の実施状況と有効性の評価のため、自己点検を実施する。また、必要に応じて、自己点検の結果についてセキュリティ部局管理者(福祉部長)の評価を受ける。 ・組織長は、自主点検の結果や評価の内容を踏まえ、実施手順の見直しを行う。実施手順の見直しに際しては、その結果等を課内及び関係者に十分に周知する。 介護保険課の実施手順について、平成28年8月に改訂した。	十分に行っている	監査方法について定めた文書や手順が確認できたため、「十分である」と評価する。
2	監査の具体的な内容	評価書に記載したとおりに運用がなされているか、およびその他特定個人情報ファイルの取扱いが適正かを監査すること	【具体的な内容】	システム以外	①監査については、大田区情報セキュリティ対策基準、セキュリティ監査事務概要に記載がある。 毎年度、監査計画を大田区情報セキュリティ委員会に提出し、審議承認を得て実行している。 監査は第三者(業務委託者)による助言型監査を行い、監査結果は指摘内容への回答を含めて、総務部長、大田区情報セキュリティ委員会に報告を行っている。  ②重点項目評価や全項目評価対象事務については、総務課において評価5年経過到達以前の定期再評価までに外部専門事業者による外部監査(事業名:特定個人情報保護評価書適正性確認事業)を周期的に実施し、評価書記載内容の適正な運用状況を確認する。 この確認結果は、大田区特定個人情報保護評価第三者点検委員会に概要報告と	十分に行っている	監査方法について定めた文書や手順が確認できたため、「十分である」と評価する。
-	従業員に対する教育・啓発						

様式4 評価補足シート

【全項目評価書版】								
評価書番号及び評価書名	2	介護保険事務 全項目評価書						
項番	評価基準		措置			評価		
	【全項目評価書】リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	確認結果 (評価書に記載されている)	評価結果 (評価書に記載されている選択肢)	評価結果に至った理由	
3	従業者に対する教育・啓発の具体的な方法	特定個人情報を取扱う従業者等に対して、特定個人情報の安全管理を図るために教育・啓発を行い、違反行為を行った従業者等に対して措置を講じること	【具体的な方法】	システム以外	<p>①監査については、大田区情報セキュリティ対策基準、セキュリティ監査事務概要に記載がある。 毎年度、監査計画を大田区情報セキュリティ委員会に提出し、審議承認を得て実行している。 監査は第三者(業務委託者)による助言型監査を行い、監査結果は指摘内容への回答を含めて、総務部長、大田区情報セキュリティ委員会に報告を行っている。</p> <p>②重点項目評価や全項目評価対象事務については、総務課において評価5年経過到達以前の定期再評価までに外部専門事業者による外部監査(事業名:特定個人情報保護評価書適正性確認事業)を周期的に実施し、評価書記載内容の適正な運用状況を確認する。 この確認結果は、大田区特定個人情報保護評価第三者点検委員会に概要報告と意見聴取を行い、他の特定個人情報保護評価書の点検や特定個人情報の取扱いなどに役立てることとしている。</p>		十分に行っている	介護保険課・地域福祉課介護保険担当に対しては定期的に全職員に対してセキュリティ教育を行っており、大田区全体としてもセキュリティ研修は実施されている。そのため「十分である」と評価する。
-	その他のリスク対策							
4	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-				